

羽幌町就学前子育て支援審議会議案(第3回)

日時：平成24年10月 4日 18:30～

場所：すこやか健康センター

1 開 会

2 協議事項

(1) 町立羽幌保育園の民営化について

3 その他

4 閉 会

1. 審議の経過

近年、核家族化や少子化社会の到来は必然的に進行する中、就学前子どもの教育・保育を取り巻く環境、制度など絶えず時代の流れとともに変化してきております。

こうした厳しい環境、現況下において、今後の町立羽幌保育園の民営化について諮問を受け、以来、当審議会では既に発展的解消となった羽幌町児童福祉施設検討委員会の中間報告の取りまとめ資料、その他、民営化について提出のあった説明資料等をもとに、同保育園の民営化については、まちづくりの役割を担うものとして位置づけることから、まちづくりを推進するための地域経営戦略として、民間の持っている活力を地域に導入し、効果的に活用をはかることを視野に入れて取り組むことが大切である。

そのためには、将来的に児童数が大きく減少することが憂慮されるほか、地域の実情や課題を踏まえた場合、町立羽幌保育園の民営化については、過疎化地域におけるまちづくりとして求めていくことが主要であると考えます。

以上の視点を踏まえて、町立羽幌保育園の民営化に対する基本的な考え方は、次のとおりであります。

2. 民営化についての基本的考え方について

- (1) 子どものことを最優先に考えると
- ・ 保育園廃止は「長年培ってきたノウハウ」を失うことに対する懸念がある。
 - ・ 子どもに合った施設として、選択肢の幅が減少する。
 - ・ 民営化直後は、子どもに対する様々なリスクや不安感など課題はあるものの、このことをもって民営化すべきではないと決定することは妥当であるとする判断は難しい。
- (2) 就学前児童数の将来値を推計(福祉課提供資料による)すると、平成22年約330人、平成47年約170人で、約160人(48.5%)減少する見込みとなる。
- 平成24年3月末現在の入園児童数は50人で、定員90人に対する充足率は55.6%であり、定員を大きく割り込んでいる。また、今後においても児童数の減少が余儀なくされ、入園児童の奪い合いが公立・私立間において予想されるほか、維持管理にも及ぼす影響が懸念される。
- (3) 職員配置、施設及び設備は、国の定める児童福祉施設最低基準を下回ることにはできない。また、保育内容も国が定める「保育指針」に沿って保育が行われるので公立と私立の差はない。

(4) 認可保育所の入所及び保育料は公立・私立であっても同じ基準において町が決定するため、民営化に伴って保護者負担が増加することはない。

(5) 認可保育所においては、弾力的な運営とする視点において柔軟で迅速性のある対応が期待される面がある。

(6) 保育園を民営化した場合の町財政負担(福祉課提供試算資料による)について建設に要する施設整備費及び運営費について、仮に民営化したとして試算してみると、施設整備においては、公立の場合は補助対象外であり、私立(民営化)の場合は、国庫補助の対象になるため、町の実質負担は1億4,685万円軽減される。(過疎対策事業債を対象にして算出する)

一方、運営費においては、私立(民営化)の場合に公立になり一定負担割合(国・道)に基づき、負担金が交付されることにより、町の実質負担(年額)は、3,211万5千円軽減される。

(7) 行政改革を推進する中で、行政が担う守備範囲の明確化や民間ができるものは民間に委ねるとする方針のもとにコストを削減し、安定した行財政運営を目指そうとする行政にその思いがある。

(8) 現在の町財政状況如何に関わらず、納税者の視点からも最小の経費で最大の効果を挙げるための認識は不断に必要である。

(9) 平成10年12月定例議会において「行政改革調査特別委員会」が、保育所の管理運営を中心に調査・審議したその内容について、民意を代表した見解が次のとおり示されている。

「少子化が社会問題となるに従い、幼稚園児や保育所入所児童が減少し、それに伴う経営問題の検討は避けて通れない。

保育所の管理運営は民営に移管することで財政負担の軽減につながると考えられるので、今後も検討されることが望ましい。」

(10) 第6次羽幌町総合振興計画(平成24～33年度)の策定事項によると、国の「こども園(総合施設)構想」が示されている。町立羽幌保育園について、運営を含めた施設の設置方法検討の必要がある旨、記述されている。

1. 保護者に対する説明について

民営化を推進するに当たっては、十分な周知期間をもって情報公開に努め、民営化に対する地域や保護者の理解を得ること。

2. 事業者の選定及び選定基準について

- (1) 民間事業者選定委員会を設置し、選定過程の民主化・透明性に努めること。
- (2) 業務範囲の規定(特別保育の明確化)、施設整備、職員配置等について、基準を設けること。
- (3) 現に有している保育水準や公共性・公益性を維持、向上のできる優良な事業者を選定すること。
- (4) 資金計画、事業運営において経営の安定性や透明性を確保していること。

